



鎌倉市役所

鎌倉市議会の総意として 難民政策の見直しを求める意見書を国に提出

鎌倉市議会議員 保坂 令子

大差の賛成多数で 意見書を採択

2021年7月2日の鎌倉市議会6月定例会最終本会議で、「人道的見地で難民政策の見直しを求めることに関する意見書」を首相・外相・法相・衆参両院議長に送付する議会議案（議員提出議案）を、25人中20人の「賛成多数」で可決させることができた。

市議会6月定例会が始まったのは6月16日で、この日に第204回通常国会は閉会し、入管難民法改正案は閉会中審査となっている。鎌倉市議会からの意見書提出には、同法案がその後の国会で審議される前に地方の声を届けておきたいという判断があった。

鎌倉市議会は国政与党の会派が大多数を占めるという議会構成ではないが、意見書提出議案を可決させるためには、同法案の批判を意図したものと受け取られないような配慮が必要であった。難民認定を入管だけの判断に任せず適正に行い、本来保護されるべき難民が認定されない日本の状況を改めることを主眼とし、意見を次の3点に絞った。

1 難民認定の在り方

出入国在留管理庁（入管）から難民認定の担当機関を独立させ、認定基準の明確化、認定審査への弁護士の立会いなどの仕組みをつくり、本来保護されるべき難民が認定されない状況を改める。

2 入管施設への収容

在留資格がない外国人を原則として入管施設に収容する全件収容主義の現状を早急に改め、入管の裁量による無期限の収容をなくす。改正法案で導入が図られた監理措置は、収容を例外と位置づけるものに変更する。

3 生活困窮の問題

現行制度における仮放免者は、いつ再び収容されるか分からない不安を抱え、自ら生活の糧を得るすべも閉ざされている。支援団体による身元保証などがあれば就労を可能にし、国の責任において健康保険などの行政サービスを提供できるようにする。

アルペなんみんセンター

鎌倉市に難民認定を待つ人たちのシェルター、アルペなんみんセンターがある。このことを知ったのは、入管難民法改正案の議論がメディアでしばしば取り上げられていた2021年5月のことだった。

センターをお訪ねし、事務局長の有川憲治さんやセンターに身を寄せている人たちからお話をうかがった。印象的だったのは、センターがシェルターとしての役割だけでなく、「難民と日本社会をつなぐ場の提供」を掲げていることで、そのメッセージをどう受けとめるか、鎌倉という地域社会が問われていると感じた。実際、2020年にセンターが開設されて以来、コロナ禍で人的交流が制限されている中であっても、講演や小さな集いの開催、センター訪問などで徐々に交流は広がっていた。

では、地域社会と「共にある」べき市議会として何ができるかを考えた。地方議会から国に意見を送るのは、地方自治法第99条の規定による意見書となる。意見書には法的拘束力はない

が、住民代表である議会の総意として尊重されるべきものであり、鎌倉市議会と同様の取組みが他の自治体議会にも広がり、国の施策に影響力を及ぼすことを期して、議会の各会派と無所属議員に賛同を呼びかけた。

鎌倉というまち

人口約17万3千人の鎌倉市。地方交付税不交付団体であり、高齢化が進んで財政状況は厳しいが、数字上の財政の健全性は保たれており、歳入に占める個人市民税の比率が高いのが特徴だ。コロナ禍前は、年間延べ200万人を超える観光客が訪れ、外国人観光客も急増していたが、案内板等の多言語表示はなかなか追いついていなかった。外国籍市民の人口は約1500人で、市役所の組織では共生共創部文化課が国際交流事業を所管しているが、経済的に困窮したり、子どもの就学に関して支援が必要であったり、住居の確保が難しい外国籍の住民がいるという前提で業務を構築している課はない。

多くのクルド人が暮らす川口市では、2020年12月に奥ノ木市長が、法務大臣に仮放免者が生活維持のために就労できるようにする制度の創設を求めた要望書を提出した。

鎌倉市では外国籍の住民を取り巻く状況は大きく異なるが、市議会から国への意見書を取りまとめるにあたっては、この川口市の取組みに大いに触発された。

身近に暮らす「住民」として 出会うということ

難民に対し固く扉を閉ざしている日本だが、遡れば、1970年代後半以降、インドシナ三国の政変から逃れた難民1万人以上を受入れた時期があった。1979年度に姫路市と大和市に定住促

進センターが開設されているが、鎌倉市においてはさらに早い時期にカトリック教会の施設でベトナム難民の家族が生活するようになった。私をアルペなんみんセンターに伴ってくれた知人は、小学生の時の同級生にそのベトナム人家族の子どもがいたという。知人よりも年長の私は、1980年代はじめに新卒で横浜YMCAに就職して国際事業の部門に配属され、難民支援の募金活動と子ども達に難民問題の理解を促すハンドブックの作成に従事した。

そうした時代から約40年を経て市内にアルペなんみんセンターができた。国への意見書提出議案に賛成した議員が過半数を大きく超えたことには、センターの近くに住む議員が地域コミュニティのメンバーとセンターを訪問していたり、センターと交流のある団体と親しい議員がいたりしたことが影響していたと言える。

政府が先の通常国会における入管難民法改正法案の成立を断念した背景には、スリランカ人女性が入管施設で亡くなった事件によって、かつてないほど多くの国民が入管のあり方に厳しい視線を向けたことがある。ウイシュマ・サンダマリさんの痛ましい死を通して、多くの日本人にとっては今まで見えてこなかった入管制度の問題が見えてきたことを重く受けとめる。

日本人の働き手を確保できない仕事に劣悪な条件で就かざるを得ない外国人。そういった人たちの存在は、長い間多くの日本人には見えてこなかったし、見えていたのに見ないようにされてきた。鎌倉市のように民間のシェルターがあるまちはごく限られている、というより全国的にはほとんどない。しかし、解体現場の労苦を担っている外国人の姿はどこに行っても目にする。全国各地の農業も、外国人技能実習生の働きなしには持続が難しくなっている。どこか遠く離れた国の話としてではなく、住民あるいは身近な場所の働き手が抱

える問題として外国人受け入れ施策を考えられるのは自治体レベル、「地方」であると思う。

地域共生の仕組みづくりを 模索する

今日、全国の多くの自治体がSDGsの取組みを掲げている。しかし、気候変動・環境・エネルギーの分野に関心が偏り、不平等(目標10)や平和(目標16)について語られることは少ないようだ。「人間中心」、「誰一人取り残さない」を基本理念とし、経済・社会・環境への統合的取組を掲げるSDGsは、本来「人間の安全保障」と密接に結びついている。難民と認定されるべき人たちに門戸を閉ざし、在留資格のない人たちに非人道的な対処をする国に、地方から対案となる実践を示していくことは、SDGsの取組みを理念的なものに終わらせないことにもつながる。鎌倉市は、子ども達にSDGs達成の担い手になってもらうプログラム「SDGs推進隊」を立ち上げ、先頃その第1回の勉強会として、子ども隊員がアルペなんみんセンターの人たちから話を聞く機会を持った。小さな取組みであるが、望ましい方向の一歩であると思う。

鎌倉市は小さなまちだが、強みは市民活動が活発であること、公益的なことに関心の高い市民が多いことだ。「難民と日本社会をつなぐ場の提供」を目指すアルペなんみんセンターからの投げかけを受けとめる意味でも市民が後押しするかたちでのセーフティネットの構築や市民と行政が連携した地域共生の仕組みを考えていきたい。



意見書討論を行う筆者
鎌倉市議会議長